

令和8年度 第1回 江戸川区介護サービス事業者集団指導

動画配信開始 令和8年8月3日（月）

動画配信終了 令和8年9月7日（月）

アンケート回答期日 令和8年9月7日（月）

江戸川区 福祉部介護保険課 指導係



ともに、生きる。
江戸川区

令和 8 年度第 1 回江戸川区介護サービス事業者集団指導 「養介護施設従事者等における高齢者虐待の防止について」

- ①虐待の定義と法令遵守
- ②管理体制の強化
- ③高齢者虐待防止のための具体的な体制整備
- ④通報義務の厳格な遵守



はじめに

養介護施設従事者等における高齢者虐待の件数は、全国的に年々増加しています。

虐待に至る背景としては、意図性・悪意性のあるものから、自覚や悪意を伴わないものまで様々です。

虐待を防止するには、従事者一人一人が「**何が虐待に該当するのか**」「**なぜ虐待が起こるのか**」を正しく理解することが大切です。

虐待防止に向けて、組織の運営体制や個々の認識を再度見直すようお願いします。



虐待の定義と法令遵守【高齢者虐待防止法とは】

正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

制定：2005年（平成17年） | 施行：2006年（平成18年）4月1日

制定の背景

高齢化の進展⇒施設・家庭内虐待の社会問題化⇒尊厳保持・権利擁護の法整備

第2条 | 虐待の定義

5類型の虐待を明確に定義 ➡ 身体的・ネグレクト・心理的・性的・経済的

第21条 | 通報義務

発見した場合は市町村への通報が義務（努力義務ではない）

第22条 | 市町村の調査権

通報を受けた市町村は立入調査等の権限を持つ



ともに、生きる。

江戸川区

虐待の定義と法令遵守【高齢者虐待防止法】

【目的】

高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護
(※虐待者を罰するためのものではない。)

【範囲】

- ・ **養介護施設従事者等による高齢者虐待**
⇒虐待対応は、区市町村、都道府県が行う。
- ・ 養護者による高齢者虐待
⇒虐待対応は、区市町村が行う。
⇒地域包括支援センター（熟年相談室）が専門機関として対応の中心を担う。

虐待の定義と法令遵守【「養介護施設従事者等」の範囲】

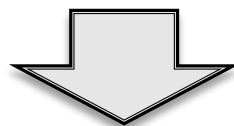
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当、 また未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている。



虐待の定義と法令遵守【高齢者虐待の定義】

高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。」



高齢者に対する深刻な人権侵害

養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えます。

「いじめてやろう」「虐げてやろう」と思っているかどうかは、無関係。

高齢者が、自分が虐待されていると自覚しているかどうかも問題にならず、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合、高齢者虐待に当たるものとして考える。

虐待の定義と法令遵守【虐待の種類】

虐待の種別	内容
1.身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2.放棄放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
3.心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4.性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5.経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体的虐待の具体例

① 暴力的行為

- ・ 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、外傷を与える。
- ・ 入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。
- ・ ぶつかって転ばせる。
- ・ 刃物や器物で外傷を与える。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・ 医学的診断や介護サービス計画に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・ 介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ押さえつける。
- ・ 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・ 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ・ 家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。
- ・ 通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。など

身体的虐待の具体例

③ 「緊急やむを得ない」 場合以外の身体拘束・抑制

- ※ 家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということではない。
あくまでも、「緊急やむを得ない」 場合であることの客観的な判断が必要。

④ 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。

- ・ 本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・ 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。など

- ※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

⑤ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

- ・ 身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）
- ・ 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

放棄放任（ネグレクト）の具体例

①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。など

放棄放任（ネグレクト）の具体例

③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など

④ 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何らかの予防的手立てをしていない。
- ・ 高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・ 必要なセンサーの電源を切る。 など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

- ・ 施設や事業所の管理者や責任者、経営者等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。
など

心理的虐待の具体例

① 威嚇な発言、態度

- ・ 怒鳴る、ののしる。
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいられないようにしてやる」などと言い脅かす。

② 侮辱的な発言、態度

- ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・ 本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。

③ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事を全介助する。 など

心理的虐待の具体例

④ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせない。
- ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

⑤ その他

- ・ 車椅子での移動介助の際、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影して他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

性的虐待の具体例

- 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。
 - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・ わいせつな映像や写真を見せる。
 - ・ 本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る、スケッチをする。撮影したものを他人に見せる。
 - ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
 - ・ 人前で排泄をさせる、おむつ交換をする。またその場面を見せないための配慮をしない。
 - ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。

経済的虐待の具体例

- 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
 - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。
 - ・ 立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない、使わせない。
 - ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
 - ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。
 - ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。
 - ・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

虐待の定義と法令遵守【参考：養介護施設従事者等による高齢者虐待受付票付録－虐待類型（例）一覧】

様式1-3		養介護施設従事者等による高齢者虐待受付票付録－虐待類型（例）一覧	
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること	心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	1. 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為（身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為であれば、身体的虐待と判断することができる） ①平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ②ぶつかって転ばせる ③刃物や器物で外傷を与える。 ④入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ⑤本人に向けて物を投げつけたりする。 など		1. 威嚇的な発言、態度 ①怒鳴る、罵る。 ②「ここ（施設・居宅）にいられなくてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など 2. 侮辱的な発言、態度 ③排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ④日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ⑤排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ⑥子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ⑦本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮蔑的な言動を行う。 など 3. 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ⑧「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ⑨他の利用者に高齢者や家族の愚口等を言いふらす。 ⑩話しかけ、ナースコール等を無視する。 ⑪高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う。壊す、捨てる。 ⑫高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など
	2. 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ⑥医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ⑦介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ⑧車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ⑨食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ⑩家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ⑪通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など		4. 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑬トイレを使用するのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ⑭自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など
	3. 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 ⑫徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑬転落しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑭自分で降りられないように、ベッドを欄（サイドレール）で囲む。 ⑮点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑯点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑰車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑱立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑲脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）・ボディースーツを着せる。 ⑳他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ㉑行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ㉒自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など		5. 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ⑮本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ⑯理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ⑰面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など
	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること		6. その他 ⑱車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ⑲自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ㉒入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ㉓本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ㉔浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
	1. 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ①入浴しておらず臭臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ②褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ③おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ④健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ⑤健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置きせる。 ⑥室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置きせる。 など		性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること 1. 本人への性的な行為の強要又は性的差恥心を催すあらゆる形態の行為 ①性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ②性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ③わいせつな映像や写真をみせる。 ④本人を裸にする、またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ⑤排せつや着替への介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ⑥人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
	2. 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ⑦医療が必要な状況にもかかわらず、受診させないあるいは救急対応を行わない。 ⑧処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ⑨介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など		経済的虐待 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること 1. 本人の同意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ①事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ②金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ③立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ④日常的に使用のお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など
	3. 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ⑩ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ⑪必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など		その他 【身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待】一該当類型に○
	4. 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置 ⑫他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ⑬高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ⑭必要なセンサーの電源を切る。 など		
	5. その他職務上の義務を著しく怠ること ⑮施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など		
介護・世話の放棄・放任			出典）厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』令和7年3月 10～12頁より引用



虐待の定義と法令遵守【判断に迷うグレーゾーンの考え方】

「虐待かもしれない」の段階から対応するのはなぜ？

- ①高齢者の権利擁護の重要性
- ②虐待の3つの防止（未然・悪化・再発）
- ③介護する者の介護環境等の改善につながる

注意が必要な場面

- 身体拘束（3要件を満たすか確認）
- 言葉遣い（親しみ vs 馴れ馴れしさ）
- 介助時の接触（必要最小限か）
- 金銭管理（同意と記録があるか）

身体拘束の3要件（やむを得ない場合）

- 切迫性**：生命・身体に危険が迫っている
- 非代替性**：他に代わる方法がない
- 一時性**：短期間のみ

身体拘束の判断の5つのポイント

- 本人の意思（同意・拒否の有無）
- 必要性（安全・生活のために必要か）
- 代替手段の有無
- 記録と説明責任
- 頻度と程度（一時的か継続的か）

「疑わしい」と思ったら

- 一人で抱え込まない
- 必ず上司・専門機関に相談
- 確証がなくても通報OK
- 判断は専門機関が行う

管理体制の強化【事業所が実施すべき7つの柱】

組織体制の整備	虐待防止委員会・虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者の配置・役割の明文化
人事・労務管理	適切な人員配置・メンタルヘルスケア・ハラスメント対策
教育・研修体制	全従業員対象の研修・新人教育・委員会の開催
通報・相談体制	匿名通報可能な窓口・複数の相談ルート・外部機関との連携体制 通報者保護制度の明文化・定期的な相談窓口の周知、啓発
記録・文書管理	統一フォーマット・タイムリーな記録・ヒヤリハット報告の徹底
発生時の対応	初動マニュアル・根本原因分析・全職員への周知・再発防止
経営者や管理者の役割	経営者や管理者による適切な事業運営・業務管理・介護現場の実態把握



管理体制の強化【組織体制の整備】

	有効である理由	参照
①虐待防止委員会の開催	- 組織的な取り組み体制の構築 - 多職種連携による包括的対策 - 継続的な改善サイクルの確立	「高齢者虐待防止法」 - 令和3年度介護報酬改定 - 各種サービスの運営基準
②虐待防止責任者の配置	- 明確な責任体制の確立 - 迅速な判断・対応の実現 - 職員への指導・教育の推進	- 令和3年度介護報酬改定 - 社会福祉法人経営指導指針 - 各種サービスの運営基準
③役割の明文化	- 職員の行動基準の明確化 - 責任の所在の明確化 - 組織全体の統一的対応	- 有料老人ホーム設置運営指導指針等 - 各種サービスの運営基準



管理体制の強化【人事・労務管理】

	有効である理由	参照
①適切な人員配置	●職員の身体的・精神的負担軽減により虐待リスクを低減 ●十分な人員により利用者一人ひとりに丁寧な対応が可能 ●職員同士の相互チェック機能が働く	●介護保険法：人員配置基準の設定 ●厚生労働省「虐待防止指針」 ●労働基準法：適正な労働時間管理
②メンタルヘルスケア	●ストレスや疲労による不適切ケアの防止 ●職員の心理的安定がサービス品質向上に直結 ●早期の問題発見・対応により深刻化を防止	●労働安全衛生法：事業者の健康配慮義務 ●厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針） ●ストレスチェック制度
③ハラスメント対策	●健全な職場風土が適切な利用者対応を促進 ●職員の離職率低下により安定したケア提供 ●組織全体のコンプライアンス意識向上 ●職員間の信頼関係構築	●労働施策総合推進法（職場のパワーハラスメント防止に関する規定） ●男女共同参画社会基本法 ●厚生労働省「職場のハラスメント防止指針」 ●社会福祉法人経営指導指針

管理体制の強化【教育・研修体制】

	有効である理由	参照
①全従業員対象の研修	- 虐待の定義・類型の正確な理解促進 - 不適切ケアから虐待への進行防止 - 組織全体の意識統一と予防文化の醸成 - 早期発見・対応スキルの向上 - 法的義務の履行と職員の責任意識向上	- 厚生労働省 「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」 - 日本社会福祉士会「施設・事業所における虐待防止の手引き」 - 各種サービスの運営基準
②新人教育	- 入職時からの適切な価値観・倫理観の形成 - 不適切ケアの習慣化防止 - 組織の虐待防止方針の早期浸透 - 相談・報告体制の理解促進 - 専門職としての職業倫理の確立	- 厚生労働省「虐待防止のための指針策定ガイドライン」 - 全国社会福祉協議会「新任職員研修プログラム」 - 介護労働安定センター「介護職員の定着促進に関する調査研究」 - 各種サービスの運営基準

管理体制の強化【通報・相談体制】

	有効である理由	参照
①匿名通報可能な窓口	通報者の身元を秘匿することで、報復への恐れを軽減し、通報しやすい環境を整備。職員間の人間関係に配慮した通報が可能	●高齢者虐待防止法第21条 ●厚労省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 ●介護保険法第115条の45
②複数の相談ルート	管理者、第三者委員、行政機関など複数の窓口を設置することで、相談者が状況に応じて最適なルートを選択可能	●介護保険法第115条の46 ●指定基準における苦情処理体制 ●運営推進会議設置基準
③外部機関との連携体制	地域包括支援センター、市町村、警察、医療機関等との連携により、客観的判断と専門的対応が可能。組織内だけでは解決困難な事案への対応力向上	●高齢者虐待防止法第17条 ●介護保険法第115条の47 ●厚労省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

管理体制の強化【通報・相談体制】

	有効である理由	参照
④通報者保護制度の明文化	通報による不利益取扱いの禁止を明文化することで、職員の心理的障壁を除去し、通報への躊躇を軽減	•高齢者虐待防止法第21条第6項 •公益通報者保護法 •介護保険指定基準における虐待防止措置
⑤定期的な相談窓口の周知・啓発	利用者・家族・職員が相談窓口の存在と利用方法を認識することで、早期発見・早期対応の実現と予防効果を創出	•令和3年度介護報酬改定 •虐待防止委員会設置義務化 •虐待防止のための研修実施義務

管理体制の強化【記録・文書管理】

	有効である理由	参照
①統一フォーマットの使用	記録の標準化により情報の漏れや偏りを防ぎ、客観的な状況把握が可能となる	•厚生労働省「高齢者虐待防止・対応の手引き」 •介護保険法施行規則
②タイムリーな記録	事実の正確性を保ち、早期発見・早期対応につながる 虐待に至る前の危険因子を把握し、予防的対応が可能となる	•老人福祉法第5条の3 •介護保険法第23条

管理体制の強化【発生時の対応】

	有効である理由	参照
①初動マニュアル	• 迅速かつ適切な初期対応により被害拡大を防止 • 証拠保全と事実確認の標準化 • 関係機関への適切な報告体制の確保	• 介護保険法第23条（市町村への報告義務） • 高齢者虐待防止法第21条 • 厚生労働省運用指針
②根本原因分析	• 表面的な対処ではなく構造的問題の特定と解決 • 同種事案の再発防止策の具体化 • 組織全体の質向上とリスク管理体制の強化	• 厚生労働省「介護現場における事故報告書作成・活用の手引き」 • 介護保険法施行規則第140条の39
③全職員への周知・再発防止	• 組織全体での問題意識の共有と学習機会の提供 • 類似事案の予防効果 • 職員の虐待防止意識の向上と行動変容の促進	• 介護保険法第74条（改善命令等） • 厚生労働省「介護サービス事業者における虐待防止対策の推進について」

管理体制の強化【経営者や管理者の役割】

	すべきこと
①基本認識の確立	・「自分が管理する施設では高齢者虐待は起こるはずがない」という考えを捨てる ・良心的な管理者・経営者がいて、崇高な理念があっても、事業所や施設での虐待は起こることを理解 ・虐待防止のため、すべての事業所や施設が不断の努力を行う
②基本知識の習得	・5つの虐待の種類（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、放棄・放任）を知る ・高齢者虐待防止法を読み、法的義務を理解する ・虐待の通報先（区市町村の窓口・連絡先）を把握する ・従事者に対し虐待発見時の通報義務、連絡先等を周知徹底する
③システム・体制整備	・事業所内で「虐待の防止のための指針」を整備し、従事者に浸透させる ・事業所内で利用者の接遇に関する基準等を定め、日常的に確認する ・利用者や家族の苦情申し立てを積極的に受け入れ、サービスの改善に繋げるシステム（相談窓口・投書箱等）を構築する。 ・事業所内のトラブルやミスの報告を積極的に受けるシステム（報告書・会議体等）を構築する。

管理体制の強化【経営者や管理者の役割】

	すべきこと
④人材育成・労務管理	・介護技術を磨く研修システム（OJT・外部研修・勉強会等）を利用して介護技能を計画的に向上させる ・介護知識を磨く研修システム（定期研修・資格取得支援等）を利用して介護知識を体系的に向上させる ・労務管理の適切な運用（適正な労働時間・休暇取得・配置等）により、虐待が起こりにくい職場環境整備を行う ・長く勤めて技術を磨いた従事者を蓄積することが虐待防止に資することを理解し、定着率向上に取り組む
⑤透明性確保	・ボランティアなどの第三者が定期的に出入りする仕組みを作り、事業所内虐待防止に努める ・事業所内虐待は事業所が密室化していると生じ易い傾向があることを理解し、開かれた事業所運営で密室化を防ぐ
⑥現場管理・把握	・夜勤帯等の人員配置が少ない時間帯の業務の内容を具体的に把握し、リスクを理解する ・忙しい時間帯ほど、現場に足を運び状況を直接確認する ・従事者の苦情・不満・悩みをうまく聞き取り、虐待を防ぐ手法として実践する ・ケアについて感じた疑問を同僚や上司と話合える職場環境・雰囲気を作る

管理体制の強化【経営者や管理者の役割】

	すべきこと
⑦適切なケアの指導	・子ども扱いするような呼称で呼ぶことを改め、「〇〇様」「〇〇さん」と名字で呼ぶよう指導する ・ナースコールが頻回な場合でも、ナースコールを抜いたり止めたりしないよう徹底指導する ・認知症が進行した人にも積極的に「声かけ」をし、コミュニケーションを図るよう指導する
⑧通報・対応義務の履行	・事業所従事者および管理者は、自事業所において虐待被害者を発見したときには通報義務があることを自覚する ・虐待の事実を確認しなくても、強く疑われる場合は通報するべきであることを実践する ・「事業所虐待の疑いがある」と区市町村に通報した従事者を管理者の判断で解雇してはならないことを徹底する ・虐待の防止のための指針や虐待防止マニュアルを活用する事業所環境や意識づけを継続的に行う ・虐待防止に係る研修に参加し、経営者や管理者から率先した虐待の防止に向けた意識の高揚と知識の向上を図る

高齢者虐待防止のための具体的な体制整備

		訪問系サービス	通所系サービス	短期入所・多機能系サービス	居住系サービス	施設系サービス	根拠（条文・通知） / 参考
		訪問介護（総合事業含む） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 居宅介護支援 介護予防支援 定期巡回・随時対応訪問介護看護	通所介護 地域密着型通所介護（総合事業含む） 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 設入所者生活介護 介護老人保健施設 介護医療院	* 居宅療養管理指導に係る虐待防止委員会、虐待防止研修は、令和9年3月31日までは努力義務 * 身体拘束等適正化検討委員会及び身体拘束等適正化研修は、令和7年3月31日までは努力義務
委員会	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会	実施義務なし	実施義務なし	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	年4回以上 (3月に1回以上)	・各サービスの運営基準 ・介護老人福祉施設運営基準省令第115条の45の5 ※関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
	虐待の防止のための対策を検討する委員会	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	定期的に開催	・各サービスの運営基準 ・高齢者虐待防止措置未実施減算 ・身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について ※委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。
研修	身体的拘束等の適正化のための研修	実施義務なし	実施義務なし	年2回以上	年2回以上 +従業者の新規採用時	年2回以上 +従業者の新規採用時	・各サービスの運営基準 ・介護老人福祉施設運営基準省令第115条の45 ・高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について(介護保険最新情報vol.1345)
	虐待の防止のための研修	年1回以上 +職員の新規採用時	年1回以上 +従業者の新規採用時	年1回以上 +従業者の新規採用時	年2回以上 +従業者の新規採用時	年2回以上 +従業者の新規採用時	・各サービスの運営基準 ・高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について(介護保険最新情報vol.1345) ※虐待の防止のための従業者に対する研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。
指針	身体的拘束等の適正化のための指針	作成義務なし	作成義務なし	必要	必要	必要	・各サービスの運営基準 ・介護老人福祉施設運営基準省令第115条の45 ・高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について(介護保険最新情報vol.1345)
	虐待の防止のための指針	必要	必要	必要	必要	必要	・各サービスの運営基準 ・高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について(介護保険最新情報vol.1345)
担当者	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者	必要	必要	必要	必要	必要	・各サービスの運営基準 ・高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q & A の周知について(介護保険最新情報vol.1345)



委員会は虐待の予防・早期発見・再発防止の中核

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」が目指すこと

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 虐待を起こさないための予防 |
| 2 | もし起きてしまった場合の早期発見と適切な対応 |
| 3 | 再び起こさないための仕組みづくり |

委員会活性化がもたらす3つの組織的効果

予防と「気づき」の感度向上

定例開催により、現場の些細な「グレーゾーン事案」や不適切なケアの兆候を早期に吸い上げる仕組みが定着。重大な虐待事案の発生を未然に防ぐ。

多職種連携による迅速な解決

管理者（決定権者）と現場が直接対話することで、方針決定のスピードが向上。万が一の虐待疑い時にも、医療・介護・相談窓口が連携して即座に対応可能。

「個人責」から「仕組み」への転換

ミスや課題を個人の資質に帰さず、マニュアルや教育プロセスの改善へ昇華。職員が抱え込まず、安心して報告・相談ができる健全な職場風土を築く。

委員会組織の設置と運営

施設・事業所の内部と外部で多様な委員構成にし、オープンな委員会にする

虐待や疑わしい事象は、委員会での報告と原因分析を行い、再発防止につなげる

虐待防止検討委員会での検討事項

- | | |
|---|---|
| 1 | 虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の組織に関すること |
| 2 | 虐待の防止のための指針の整備に関すること |
| 3 | 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること |
| 4 | 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること |
| 5 | 従業者が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること |
| 6 | 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること |
| 7 | 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |

委員会組織の設置と運営

委員会の設置・運営における工夫ポイント

多職種での メンバー構成	施設長や管理職を中心に、介護職・看護職・リハビリ職・ケアマネジャーなど多職種で構成。虐待防止は職種を問わず施設・事業所全体にかかわるテーマであるため、できるだけ多くの職種で構成されることが望ましい。
外部メンバーの 招聘	特に施設サービスでは、弁護士や医師、地域包括支援センター職員、家族代表など、施設外の専門家や関係者を含めることで第三者からの意見を取り入れ、透明性を確保することも考えられる。継続的な参加のためにオンラインの活用も。
他の委員会・法人の 委員会との連携	身体的拘束等適正化委員会などの他の委員会と一体的に運営することで、包括的にリスクマネジメントをするとともに、参加者の負担が少なく会議が開催できる。 法人内の虐待防止検討委員会と連携し、法人全体で横断的に虐待防止対策を推進することも有効。
効率的な会議の 開催・情報共有	複数委員会の同日での集約開催、開催日を毎月固定する等の工夫により、委員会の出席率向上を図る。 オンライン会議ツールで会議を開催する場合には、オンライン会議を録画した動画を欠席者が閲覧し、簡便に情報共有することが可能。
委員会での事象の 報告・確認	施設・事業所内で発生した虐待が疑われる事象や虐待と思われる事象は、口頭・報告書・目視（施設・事業所内のラウンド）などの方法で、委員会で共有。事象の報告の際は、報告者への非難や高圧的な追及をせず、話しやすい雰囲気を作ることが大切。
原因分析・事例共有に よる再発防止の徹底	委員会では、虐待の原因の分析や対策を検討することはもちろん、それを実際のケアに反映し、施設・事業所内に周知徹底させることが重要。施設・事業所内で事例が不足する場合は、ニュース等から事例を取り上げて検討する方法も。

指針の内容に基づき、幅広く虐待防止の理解を促す定期的な研修を実施

基準省令における規定

虐待防止検討委員会での検討事項や虐待防止のための指針に規定された取組を施設・事業所内の職員に広く周知・共有し、虐待防止に向けた取組に必要な知識・技術を習得させ、取組の実効性の向上を図るために、「虐待の防止のための従業者に対する研修」を定期的に行うことが義務付けられている。

虐待防止研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、指針に基づき虐待防止の徹底を行うものとされている。
また、職員の新規採用時には必ず研修を実施することが重要。

虐待防止研修で職員が学習すべき内容（基本となる事項）

1	虐待等の防止を図る意義
2	防止のための取組を行うべき対象
3	予防（発生の防止）のために取り組むべき内容
4	悪化防止（早期発見、迅速・適切な対応）のために実施すべき事項
5	再発防止を含めた当該事業所（施設等）の体制・取り組みの内容・状況

研修の企画と運用

研修の企画・運用における工夫ポイント

複数の委員会や他事業所との連携	施設・事業所の人員が限られていると、研修を企画・運営すること自体が難しい場合があるため、複数の委員会や他事業所との連携によって、研修を企画・運営することが有効。
外部講師の研修による新しい知識の獲得	外部研修の参加や外部講師による研修によって、効率的かつ効果的に研修することも考えられる。法的・医療的専門知識を持つ外部講師（弁護士・医師等）を招いて施設・事業所には無い知識を補い、職員の理解をより深めることができる。
オンラインの活用による効率的な実施	参加型研修は対面での開催が望ましいが、伝達型研修では録画配信やオンライン会議・eラーニング等を組み合わせることで、場所や時間にとらわれず学習でき、受講状況の管理や学習結果の評価を通じて研修の質を高めることができる。
参加しやすい仕組みづくり	「虐待防止」という重たい印象を与える可能性があるテーマの研修に対して、職員が話しやすい雰囲気づくりなどの心理的ハードルを下げる工夫があると良い。短時間での開催や複数日程から選べる形式にすると、参加率の向上を図る。
研修後の理解度推進	講義などの伝達型研修に加えて、グループ討議やロールプレイなどの参加型研修を取り入れることで、職員が「自分ごと」として言動を振り返り、利用者視点を理解して、主体的に改善策を考えられるようにする、といった主体性を促すことが重要。



指針の策定と活用

指針とは、虐待防止のために基本方針・組織体制・ルール・研修等をまとめた文書

指針に盛り込むべき事項

	項目	具体的な内容（例）
1	施設（事業所）における虐待の防止に関する基本的考え方	施設・事業所や法人のサービス提供にあたっての方針等
2	虐待防止検討委員会その他施設（事業所内）の組織に関する事項	委員会の設置、開催、構成、検討事項、検討結果や決定事項の周知方法等
3	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	研修の開催回数、時期、新規採用時の対応、研修の内容、研修記録等
4	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	虐待等の発生原因の分析、再発防止策の策定の取組等
5	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	通報や相談・報告を行う先、その後の動き等
6	成年後見制度の利用支援に関する事項	成年後見制度等の利用者・家族への説明、相談窓口の紹介等の支援方針等
7	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	苦情処理の体制、苦情に虐待関連の内容が含まれていた場合の対応等
8	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	利用者、家族等が指針を閲覧できるようにすること、具体的な閲覧方法
9	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	日常の虐待防止の取組、他の事業所・機関との連携内容等

※項目は介護サービス施設・事業所の運営基準に対する解釈通知に記載の内容



ともに、生きる。
江戸川区

指針の策定と活用

指針の策定・活用における工夫ポイント

法人・専門家等への相談	指針策定や見直しにあたり、法人内の別の施設・事業所や併設している他のサービス事業所等との意見交換、専門家（弁護士等）などとの相談により、客観的・実用的な指針を作成できる。
指針の定期的な確認・見直し	指針は、現状に合った内容であるように定期的に見直す。特に、制度改正時には新制度との整合性を確認して更新することで、法令遵守と適切なサービス提供を続けることが重要。
事例や平易な文章による分かりやすい内容	指針には「虐待の予防」、「早期発見と適切な対応」、「再発防止」の記載は当然だが、更に具体的な事例を交えて説明する、読みやすい平易な文章にする、といった工夫によって理解度を高めることも重要。指針は単なる文書にとどまらず、日々の業務に活用できるようにする必要がある。フローチャートやチェックシートなどの分かりやすい図等も指針の一部として作成することで、職員が確認・記憶しやすく、確実に対応できるような工夫も考えられる。"
掲示や読み合わせなどによる職員への意識付けを図る	回覧・ポスター掲示・社内システムといった職員の目に付きやすい場所に指針を掲示することに加え、定期的な読み合わせや共有の場を設けるなど、多様な方法を組み合わせることで、職員全体が内容を理解し、形だけの指針になることを防ぎながら意識付けを図る。
利用者・家族への広い周知と丁寧な説明	利用者・家族に対しては、施設・事業所内の掲示やウェブサイト掲載などで広く周知するとともに、契約時などの機会に説明することで、利用者や家族が権利擁護の仕組みを理解し、安心できるようにすることが重要。



高齢者虐待防止措置未実施減算の適用

対象：全サービス種別

(1)～(4)の要件のうち**1つでも未実施の場合**、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用

(1)	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること
(2)	虐待の防止のための指針を整備すること
(3)	指針に基づいた研修を定期的を実施すること
(4)	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと
《減算単位》	利用者全員について所定単位数の100分の1相当
《減算期間》	基準を満たさない事実が生じた月の翌月～ 解消されるに至った月まで

高齢者虐待防止措置未実施減算が適用された事例

事業所の運営指導において、法人内で複数の事業所が合同で委員会を開催していたが、一つのサービス種類の職員が毎回参加していなかった。

➡所属の職員が参加していなかった事業所は委員会未開催、と指導した。

➡速やかに区へ改善計画の提出を行った後、運営指導実施月の翌月から、改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を、所定単位数から減算



ともに、生きる。
江戸川区

身体拘束廃止未実施減算の適用

対象：定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く短期入所・多機能・複合型サービス、居住系サービス、施設系サービス

(1)～(4)の要件のうち1つでも未実施の場合、未実施減算が適用

(1)	やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこと、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録(2年間保存)すること
(2)	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること
(3)	身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
(4)	介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施すること
《減算単位》	短期入所・多機能・複合型サービス…利用者全員について所定単位数の100分の1相当 居住系、施設系サービス…利用者全員について所定単位数の100分の10相当
《減算期間》	基準を満たさない事実が生じた月の翌月～ 解消されるに至った月まで

身体拘束廃止未実施減算が適用された事例

施設系サービスの事業所において、ベッド柵で囲む、つなぎ服を着せる等の身体拘束を複数の入居者に対して行っていた。管理者はこれらを把握していたが、法人に報告をしていなかった。身体拘束適正化委員会は未開催、家族への説明や了解を得た記録、ベッド柵で囲む・つなぎ服を着せる際の介護記録もなかった

➡適切な手続きを行っていない身体拘束は、身体的虐待で認定。委員会も未開催や記録がないことで身体拘束廃止未実施減算適用。

➡速やかに区へ改善計画の提出を行った後、運営指導実施月の翌月から、改善が認められた月までの間について、利用者全員について、所定単位数の100分の10に相当する単位数を、所定単位数から減算



ともに、生きる。
江戸川区

通報義務の厳格な遵守

介護従事者は、虐待と思われる事態を発見した場合、市区町村等に速やかに通報する義務がある

介護サービス提供時の責務規定

根拠	高齢者虐待防止法第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）
内容	高齢者虐待防止法第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等） 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。
	前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを区市町村に通報しなければならない。

従事者に求められること

介護従事者は虐待の早期発見に努め、虐待と思われる事態を発見した場合、市区町村等に速やかに通報する義務がある。

通報者の保護

通報者の保護は法律上規定されており、事業者が通報したことを理由に従事者に対して不利益な扱いをすることや、通報者の特定につながる自治体の情報漏洩は禁じられている。



ともに、生きる。
江戸川区

通報義務の厳格な遵守

通報義務 > 守秘義務（第21条）

- 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される。
- 「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）。
- まずは、下記の担当部署にお電話ください。

「虐待が疑われる事実」を把握した段階で、速やかに、行政への相談・通報をお願いします

養介護施設従事者等による虐待



介護保険課指導係
TEL:03-5662-0892

養護者による虐待



介護保険課権利擁護係
TEL : 03-5662-9011

or

熟年相談室
(地域包括支援センター)



ともに、生きる。
江戸川区

通報義務の厳格な遵守

施設・事業所が通報義務や虐待防止措置を怠った場合

虐待行為だけでなく、管理職や専門職の責任、施設の義務が問われている。

「高齢者の権利を無視した行為の放置」、「管理職の職務を著しく怠る」場合は、養介護施設従事者等による放棄放任として虐待認定される場合がある。

また、通報義務違反や高齢者虐待防止法措置義務違反となる場合がある。

通報義務違反として虐待認定した事例

概要	利用者が特定の職員から「叩かれた」、「甘えていると怒られた」と家族に訴えがあり、家族から事業者に伝えた。事業者は、苦情として職員に周知したが、特定された職員が否定したこと、利用者に認知症があることをもって、それ以上の検証を行わなかった。
結果	・ 区の事実確認調査の結果、不適切なケアがあったことも判明した。 ➡身体的虐待、心理的虐待で認定。 ・ 苦情として扱うのみで、区に「虐待の疑い」として通報をしなかった ➡通報義務違反として放棄放任で認定
背景・原因	・ 多くの職員は、当該職員の介護等に問題があると思っていたが、注意しても直らない、当該職員の指導を管理者に言ってもしてくれない、とあきらめてしまっていた。 ・ 認知症のある利用者の尊厳について軽んじていた。

通報義務の厳格な遵守

	通報しないデメリット	通報するメリット	理由
1	利用者の生命・ 身体の危険が増す	利用者の安全 確保が早まる	虐待は進行性・早期発見が重要・早期対応が必要
2	虐待が繰り返される (再発)	事業所の改善が進む	行政の調査は通報が端緒 ➡行政指導や改善命令による再発防止策
3	職員自身が法令違反と なる可能性	職員自身を守る (義務履行)	通報義務・虐待防止措置義務
4	事業所の信用失墜・ 行政処分のリスク	組織の信頼性が高まる	人格尊重義務違反は行政処分対象 ➡早期通報と対応による行政処分の回避
5	他の利用者・ 職員への悪影響	「気づける職員」 として評価される	虐待放置は他の利用者や職員の安全を脅かす ➡相談・通報が重要

「虐待の確証がない」	➡	疑いの段階で通報を。虐待かどうかの判断は行政が行う。
「同僚を裏切れない」	➡	利用者保護が最優先。早期介入が同僚のためにもなる。
「報復が怖い」	➡	通報者は法律で保護されている。不利益取扱いは違法。
「守秘義務違反では？」	➡	通報は守秘義務違反にならない（法律上の例外）。
「事業所がつぶれる」	➡	隠蔽の方が行政処分は重くなる。



通報義務の厳格な遵守（事例）

事例	時期、地域	サービス種類	概要	結果	教訓・問題点
1	2023年、愛知県	訪問介護	- ヘルパーが80代女性利用者の頭を複数回叩く - 別のヘルパーが目撃し事業所に報告したが、事業所が市への通報を怠る - 後に家族からの相談で発覚	事業所指定取消 ヘルパーは傷害罪で逮捕	- 目撃した職員は内部報告したが、事業所が通報義務を果たさなかった - 内部通報制度が機能していれば、個人での通報も可能だった
2	2024年、大阪府	通所介護	- 職員が認知症の90代男性に対し、「うるさい」と怒鳴り、食事を無理やり口に押し込む - 他の職員が目撃するも「日常化」しており誰も通報せず - 家族が利用者の様子の変化に気づき、市に相談して発覚	事業所に6ヶ月の新規利用者受入停止処分	- 虐待の「日常化」により感覚が麻痺 「誰かが言うだろう」という傍観者効果 - 通報しやすい環境・制度の不備

通報義務の厳格な遵守（事例）

事例	時期、地域	サービス種類	概要	結果	教訓・問題点
3	2017年、北海道	特別養護 老人ホーム	介護職員が入居者を平手打ち・暴言。複数職員が目撃したが「注意すれば済む」と判断し通報せず。虐待が数か月継続し、別入居者にも暴力が拡大。家族が異変に気づき発覚。	職員は傷害容疑で逮捕。 施設は改善命令。 管理者は通報義務違反で行政指導。	通報義務の理解不足。 内部処理で隠蔽体質。 通報遅れで被害が連鎖。 疑い段階で通報すべき。
4	2021年、福岡県	有料老人ホーム	職員が入居者を押し倒す・暴言。同僚が複数回目撃したが「忙しい」「雰囲気が悪くなる」と通報せず。被害が悪化し骨折。家族が病院で異常を察知。	職員は傷害容疑で逮捕。 施設は改善命令。 管理者は通報義務違反で指導。	通報しない理由が「忙しい」「言いづらい」。 通報遅れで重傷化。 通報は個人の法的義務。

高齢者虐待の予防から発生時の対応、改善・再発防止にいたる一連の流れ



【参考】関係法令における処分規定

介護サービス提供時の責務規定

○高齢者の人格尊重義務

・介護保険法第88条第6項など

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

○虐待防止措置義務

・高齢者虐待防止法第20条(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

○虐待に係る通報義務

・高齢者虐待防止法第21条(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

上記の責務規定に違反した際の行政処分に関する規定

○改善命令の勧告

・介護保険法第91条の2第3項など

都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

○指定の取り消し・停止

・介護保険法第92条など

都道府県知事は、(略) 指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

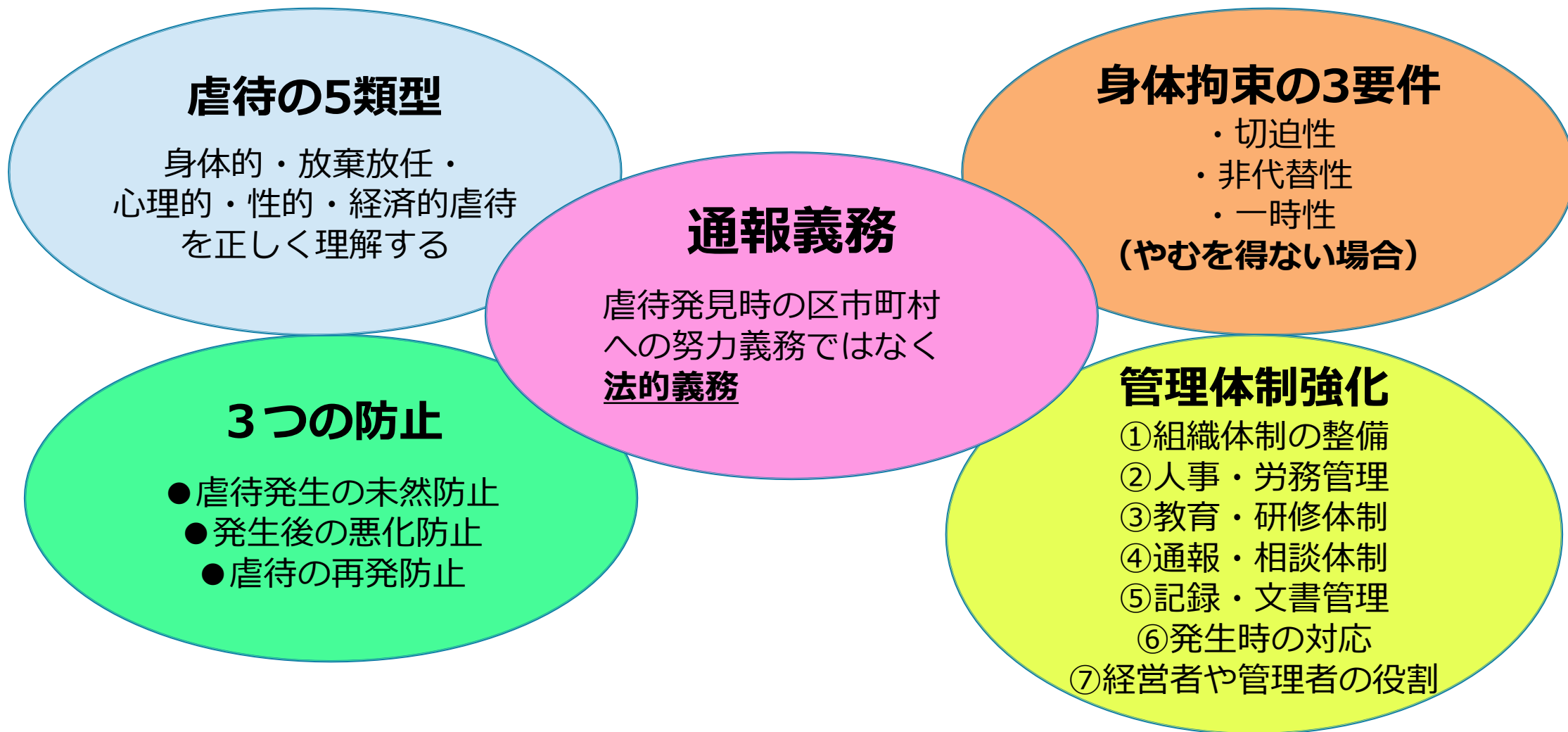
第88条第6項に規定する義務(※高齢者の人格尊重義務)に違反したと認められるとき

この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(※高齢者虐待防止法含む)で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。



ともに、生きる。
江戸川区

今回の集団指導のまとめ



不適切なケアを放置していませんか？

不適切ケアの放置は、虐待を生むことにつながりかねません。
虐待を防止するためには、不適切なケアを早期に気づき、掴み取っていく
事が極めて重要となります。
虐待に該当するかどうかだけに着目してケアの内容を改めるのではなく、
不適切な点は小さな芽のうちから改善を図る必要があります。
組織全体の課題として認識し、解決に向けた議論を行っていくことで、よ
り良いケアの実現を目指しましょう。

虐待の芽チェックリストを活用し、不適切ケアになっていないかを自己及
び他者からの視点によりチェックしましょう。

参考資料

研修や委員会を開催するにあたり、下記のホームページを参考にしてみてください

- ・ **東京都福祉保健財団**

- ▶ 高齢者権利擁護推進事業

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

- <https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>

- ・ **介護施設・事業所等で働く方々へ的高齢者虐待防止のためのポイント集**

- ▶ 令和7年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

- 介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業

- <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001690626.pdf>

- ・ **東京都福祉局 高齢者虐待と権利擁護**

- <https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/>



ともに、生きる。
江戸川区

介護保険課指導係からのお知らせ

第三者評価受審費用等助成事業について

(対象：認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設)

- ▶ 令和8年度の第三者評価受審費用等助成事業について、対象となる事業所には通知しておりますが、詳細はケア倶楽部上で掲載の、令和8年7月8日付『江戸川区地域密着型サービス第三者評価受審費用等助成事業について』の通知を確認ください。

※助成を希望する事業所は、Gビズ ID（プライム）が必須となります。



ともに、生きる。
江戸川区